

2020年3月2日
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平
担当ワーキンググループ主査 小椋 健司

タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業
(協力準備調査(有償))
ドラフトファイナルレポートに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2020年2月17日(月) 14:00～19:09
- ・場所：JICA 本部 (1階 111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、小椋委員、木口委員、源氏田委員、作本委員
- ・議題：タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業(協力準備調査(有償))
に係るドラフトファイナルレポートについての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) DFR_MtwaraNaturalGas_0127
 - 2) 【助言対応表】タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業(協力準備調査(有償)) DFR
 - 3) 【SC 案回答表】タンザニア国ムトワラ火力発電所及び送電線建設事業(協力準備調査(有償))
 - 4) 【EIA】アクセス道路_ESIA for Access Road
 - 5) 【EIA】ガスパイプライン_FINAL ESIA REPORT FOR RE-ALIGNED GAS PIPELINE
 - 6) 【EIA】水パイプ_EIA for the proposed construction of a water pipeline network
 - 7) 【EIA】送電線_Environmental Impact Statement_Mtwara-Somanga TL
 - 8) 【EIA】発電所_Environmental Impact Statement_Mtwara PP
 - 9) 【RAP】FINAL RAP REPORT FOR RE-ALIGNED GAS PIPELINE
 - 10) 【RAP】送電線_RPF_Mtwara Transmission Line_draft
 - 11) 【RAP】発電所_DDR_Mtwara Power Plant_draft
 - 12) 【RAP】付帯インフラアクセスロード、ガス、水パイプ_MTWARA GPP ASSOCIATED FACILITIES
 - 13) 回答表
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第111回委員会)

- ・日時：2020年3月2日(月) 14:00～16:11
 - ・場所：JICA 本部(1階 111+112 連結会議室)
- 上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. Kisiwa Site と Mikindani Site については、大気汚染・生態系の観点からも比較を行い、その結果を FR に記載すること。

環境配慮

2. 温排水による水温上昇が水棲生物の産卵域、生息域、生活史に与える影響を可能な範囲で評価し、必要に応じて可能な緩和策を検討し、FR に記載すること。
また、温排水の排水口、Sudi 湾口及び湾内数か所において水温測定によるモニタリングを実施し、温排水による温度上昇の影響が生態系・漁業に認められた場合、必要に応じて対応策を講じる旨、FR に記載すること。
3. 送電線の設置にあたっては、象の出現可能性に配慮し、フェンスの設置場所に注意し、象の通行に十分な送電線の高さを確保する旨、FR に記載すること。
4. 井戸からの取水との関連で、井戸の水量に関するモニタリングデータの有無を Mtwara Urban Water Supply and Sewerage Authority (以下、「MTUWASA」) に確認し、もし無い場合には、実施機関を通じて、MTUWASA に対し、水位確認のモニタリング実施を提案すること。

社会配慮

5. 後利用に適さない僅少な残地が生じる場合、被影響住民の申し入れに基づき当該残地を含む一画地（全筆）の買収（以下「残地併買」という。）をするよう実施機関に要請すること。加えて、当該残地併買について、RAP の Entitlement Matrix に反映し、残地併買について被影響住民に周知することを実施機関に要請すること。
6. 生計回復策の一環として、フィッシュマーケット等の水揚げ関連施設の整備拡充・運営管理、及びボートの供与等について住民の意向を確認した上で実施機関と協議すること。

ステークホルダー協議・情報公開

7. 将来的な雇用の安定のため、既に DFR にて提案されている生計回復策（物品の購入、商業用樹木の植樹、種や苗の配布、農業指導、女性グループの支援等）の実現に向けての対応を改めて実施機関に申し入れること。また、自家消費用の小規模漁業を営む被影響住民がタンパク源の安定的確保を維持できるための方策を実施機関が検討するよう提案すること。

その他

8. 苦情処理機関の設置にあたっては、公務員以外の第三者を含めることを FR に記載すること。

以上